

市街化調整区域での建築物の建築について

市街化調整区域では原則として建築物は建築できません。

計画的に広島市のまちづくりを進めるために、市街化を抑制する区域として「市街化調整区域」を定めています。

市街化調整区域では、農家の方の住宅や農業用倉庫、広島市長の許可を受けた場合(例:分家住宅)など一部の例外を除いて、原則として、新たに建築物を建築することや、既に建てられている建築物の用途を変更して使用することは、都市計画法で禁止されています。

広島市内の市街化調整区域で、建築物の建築や用途の変更などを行う場合は、広島市役所の宅地開発指導課に事前にご相談ください。(※お問い合わせ先は最下段をご覧ください。)

こういったものも建築物となります。

下の写真のように、いつでも撤去できるような形態のものであっても、継続的に使用する場合は建築物となり、市街化調整区域においては違反となります。



ユニットハウス
(事務所・休憩所・倉庫)



コンテナ
(倉庫)



プレハブハウス
(事務所・休憩所)



簡易物置
(倉庫)



テント小屋
(作業場)



片屋根小屋
(資材置場・車庫)

() 内は使用目的の例示

違反したらどうなりますか？

上記の定めに違反した人は、自らの責任で撤去などの是正をしなければなりません。

違反行為が是正されない場合は、都市計画法に基づき、広島市長から工事の停止や建築物の除却などの命令を受け、罰金や懲役などの罰則が科されることがあります。

また、違反行為に関わった建築士・建設業者・宅建業者等には、別の法律で営業停止や免許取消等の行政処分が行われることがあります。

－ お問い合わせ先 －

広島市都市整備局 指導部 宅地開発指導課

住 所：広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(市役所本庁舎6階)

電 話：(082) 504-2285 FAX：(082) 504-2529

メール：takkai@city.hiroshima.lg.jp